

神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守る東京都議会議員連盟規約

(名称)

第一条 本連盟は、「神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守る東京都議会議員連盟」と称する。

(目的)

第二条 本連盟は次の実現を目的とする。

- 1 神宮外苑再開発をとめ、自然と歴史・文化を守ること。

(会員)

第三条 本連盟はその趣旨に賛同する都議会議員をもって構成する。

(役員、顧問、相談役)

第四条 本連盟の役員は、会長、副会長、事務局長、事務局次長とする。なお顧問、相談役を置くことができる。

(事業)

第五条 本連盟は第二条における目的を達成するために必要な事業を行う。

(会費)

第六条 本連盟は会費を徴収しない。

(総会)

第七条 本連盟の総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(改正)

第八条 本規約は総会において改正することができる。

以上

2023年10月4日 設立